

日本政府における官民データ活用推進施策の重要度の変化

○本田正美 (Honda Masami)

Keywords : 官民データ活用推進、官民データ活用推進基本計画、政策施策の重要度

1 目的

本研究の目的は、日本政府における官民データ活用推進に関する施策の重要度の変化を確認することにある。

2016年に、議員立法により官民データ活用推進基本法が施行された。同法は、「官民データ活用の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進」することが目的とされ、国には「官民データ活用推進基本計画」の策定が義務化された。同計画に基づき、官民データ活用の推進に関する施策の実施が予定され、まず2017年に「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が決定された。この計画は毎年の改定を経て、2021年からは、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」が官民データ活用推進基本計画として位置付けられることになった。

策定が法定義務化された「官民データ活用推進基本計画」の一連の変遷を見ると、日本政府における官民データ活用推進に関する施策の重要度の低下傾向を指摘することが出来る。

2 方法

本研究の分析方法は、2017年に策定された「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」について、その構成を確認する。官民データ活用推進基本法第8条2項において、官民データ活用推進基本計画に定めるべき事項が五号まで示されており、官民データ活用推進基本計画は策定後に毎年度改定されたが、同計画が法律で規定される事項に沿うものなのかを確認する。

3 結果

2017年の「官民データ活用推進基本計画」の目次を確認すると、官民データ活用推進基本法第8条2項一号の「官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針」は「I-1」に見出すことが出来る。しかし、その他の号で規定されている事項について直接対応するものは目次の中に見出すことが出来ない。2018年の改定版の計画では、改定部分について官民データ活用推進基本法第8条2項三号に対応する事項が追加されたが、それ以外の号で規定される項目は見出されず、これは以降の改定でもそれは踏襲されていく。

2021年の「デジタル社会の実現に向けた重点計画」は、官民データ活用推進基本法とは別の法律に根拠を持つ計画であるが、同計画が官民データ活用推進基本計画としても位置付けられ、参考資料というかたちで同計画のいずれの部分が官民データ活用推進基本法第8条2項で規定される事項と対応するのかが示されるところとなった。しかし、その対応関係は大枠のものであり、具体性に乏しく、官民データ活用推進に関する単体の計画はなくなり、官民データ活用推進に関する施策の重要度は2021年以降に落ちたものと評価される。

4 結論

以上により、日本政府における官民データ活用推進に関する施策の重要度は当初から高くなく、さらに近時ではそれがより低下したものと評価される。

【主要参考文献】

本田正美(2022)「官民データ活用推進基本計画の変遷」『日本計画行政学会第45回全国大会研究報告・ワークショップ要旨集』、pp. 133-136.